

新	旧
今村証券総合取引約款 第 2 章 有価証券の保護預かり取引 14. お客様への連絡事項 (1)～(4) (現行どおり) (5) 当社は、上記(2)に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの（<u>電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。</u>）については、上記(2)の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 ① 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面 ② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書 第 3 章 振替決済取引 55. お客様への連絡事項 (1)～(4) (現行どおり) (5) 当社は、上記(2)に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの（<u>電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。</u>）については、上記(2)の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 ① 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面 ② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書 外国証券取引口座約款 第 1 章 総 則 第 1 条（約款の趣旨） この約款は、お客様（以下「申込者」という。）と当社との間で行う外国証券（日本証券業協会又は金融商品取引所が規則に定める外国証券をいう。以下同じ。）の取引に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。 2 申込者は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引（以下「国内委託取引」という。）、外国証券の売買注文を取り次ぐ方法により我が国以外で執行する取引（以下「外国取引」という。）及び外国証券の国内における店頭取引（以下「国内店頭取引」という。）並びに外国証券の当社への保管（当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利（以下「みなし外国証券」という。）である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含む。以下同じ。）の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。 なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引に係る売買及び信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。 第 3 章 外国証券の外国取引及び国内店頭取引並びに募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い 第 13 条（注文の執行及び処理） (1)～(4) (現行どおり) (5) 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく申込者あてに契約締結時等交付書面等を送付します。 第 4 章 雑 則 第 23 条（取引残高報告書の交付） 申込者は、当社に保管の委託をした外国証券について、当社が発行する取引残高報告書の交付を定期的に受けるものとします。ただし、申込者が請求した場合には、取引に係る受渡決済後遅滞なく交付を受ける方法に代えるものとします。 2 前項の規定にかかわらず、申込者は、当社が申込者に対して契約締結時等交付書面を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交	今村証券総合取引約款 第 2 章 有価証券の保護預かり取引 14. お客様への連絡事項 (1)～(4) (省 略) (5) 当社は、上記(2)に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、上記(2)の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 ① 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面 ② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書 第 3 章 振替決済取引 55. お客様への連絡事項 (1)～(4) (省 略) (5) 当社は、上記(2)に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、上記(2)の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 ① 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面 ② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書 外国証券取引口座約款 第 1 章 総 則 第 1 条（約款の趣旨） この約款は、お客様（以下「申込者」という。）と当社との間で行う外国証券（日本証券業協会又は金融商品取引所が規則に定める外国証券をいう。以下同じ。）の取引に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。 2 申込者は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引（以下「国内委託取引」という。）、外国証券の売買注文を我が国以外の金融商品市場（店頭市場を含む。<u>以下同じ。</u>）に取り次ぐ取引（以下「外国取引」という。）及び外国証券の国内における店頭取引（以下「国内店頭取引」という。）並びに外国証券の当社への保管（当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利（以下「みなし外国証券」という。）である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含む。以下同じ。）の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。 なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引に係る売買及び信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。 第 3 章 外国証券の外国取引及び国内店頭取引並びに募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い 第 13 条（注文の執行及び処理） (1)～(4) (省 略) (5) 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく申込者あてに契約締結時交付書面等を送付します。 第 4 章 雑 則 第 23 条（取引残高報告書の交付） 申込者は、当社に保管の委託をした外国証券について、当社が発行する取引残高報告書の交付を定期的に受けるものとします。ただし、申込者が請求した場合には、取引に係る受渡決済後遅滞なく交付を受ける方法に代えるものとします。 2 前項の規定にかかわらず、申込者は、当社が申込者に対して契約締結時交付書面を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付

新	旧
付を受けるものとします。 3 （現行どおり） 附 則 この改正は、2025 年 7 月 15 日から施行する。	を受けるものとします。 3 （省 略）